

横田飛行場騒音規制（昭和39年4月合同委合意）

1 消音装置の設置

横田飛行場に出来る限り速やかに効果的消音装置を設置し、ジェットエンジンの試運転場及び調整場における作業にあたり、これを使用する。

2 ジェットエンジンの試運転場及び調整場の時間規制

ジェットエンジンの試運転場及び調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合又は運用上やむを得ない場合を除き、以下の時間には実施しない。

（1）試運転場における作業

（A）J-57エンジン（又はより高出力のエンジン） 1700時—0700時

（B）すべての他のジェットエンジン 1800時—0700時

（C）土曜日及び日曜日には、試運転場における作業は実施しない。

（2）調整場における作業

すべてのエンジン 1800時—0700時

3 ジェットエンジンの整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、60%以内で実施する。

4 夜間訓練飛行の規制

夜間訓練飛行は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。

5 規制されたアフターバーナーの使用

アフターバーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに、上昇を行い、安全高度と安全速度に達し次第アフターバーナーの使用を停止しなければならない。ただし、任務達成のため必要とされる場合又は運用上やむを得ない場合は除く。

6 飛行方法の規制

（1）離着陸又は計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2000フィートとし、ターボプロップ機及び在来機については、平均海面上1500フィートとする。

（2）横田飛行場周辺においては、すべての航空機の速度は、マッハ1未満に制限する。

7 場周経路の検討

（1）米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできる限り避ける最善のパターンを確保するため、ジェット機及び在来機の進入及び発進経路を含む場周経路の設定

について引き続き検討する。

- (2) 米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできる限り避ける最善の経路を確保するため、ヘリコプターの進入及び発進経路について引き続き検討する。

8 情報の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における各四半期毎の航空機離着陸平均回数を示す統計資料を提供する。

9 教育

操縦士及び乗組員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、飛行前のブリーフィングにおいては、各飛行にあたって遵守しなければならない騒音対策措置を強調する。

10 責任

管制塔員は、所定の場周経路及び騒音抑制措置を確実に遵守させるため、横田飛行場地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、指示する。

横田飛行場司令官及びその幕僚は、騒音問題及びその抑制措置に対して細心の注意を払うとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関及び地方公共団体と密接な連絡をとる。

11 日曜日の飛行規制

日曜日の訓練飛行を最小限に抑える。

12 曲技飛行の禁止

横田飛行場地域の上空における曲技飛行を禁止する。
